

第九管区海上保安本部公示第62号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年10月28日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二 （公印省略）

姫川海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 北陸地方整備局 高田河川国道事務所

住 所 新潟県上越市南新町3-56

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 姫川海岸（付図に示すとおり）

期 間 令和4年11月1日から令和4年11月30日までのうち3日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、航空機搭載用測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



